

寄附の申し込み～お振込み手続きについて

●お申し込み方法

寄附のお申し込みは、市役所窓口、電話、郵便、FAX、電子メールのいずれでもできます。ご連絡をいただいた方には、担当より必要な書類をお送りします

●お振込み方法

- 《振込手数料がかからない方法》
- ▼市指定の郵便振替用紙による「ゆうちょ銀行」でのお振込
- ▼市指定の納付書による「北秋田市指定金融機関等」でのお振込
- 《振込手数料等をご負担いただく方法》
- ▼上記以外でのお振込
- ▼現金書留で送金された場合の郵券料

《お申し込み先・お問い合わせ先》

〒018-3392
 秋田県北秋田市花園町19-1
 北秋田市役所 財務部財政課管財班
 電話：0186-62-6603
 FAX：0186-63-2586
 Eメール：kanzai@city.kitaakita.akita.jp

※制度の詳細については市ホームページでもご覧いただけます。<http://www.city.kitaakita.akita.jp>

●税控除を受けるための手続きについて

ご寄附の入金を確認し、受領証明書を送付いたします。その受領証明書で最寄の税務署で確定申告手続きをすることにより、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。

きたあきたふるさと寄附金の申込状況

みなさんから申込みいただいた、きたあきたふるさと寄附金の申込状況は状況は以下のとおりです。

寄 附 金 対 象 事 業	件 数	金 額
1. 豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業	7	321,000円
2. 活気あふれるふるさとづくり事	3	11,000円
3. ふれあいとぬくもりのふるさとづくり事	7	237,000円
4. 市長が必要と認める事業	10	666,000円
合 計	27	1,235,000円
申込者数	19人	

※平成20年8月から平成21年6月末現在の申込状況です。
 ※1つのお申込みで2つ以上の対象事業への選択があるため、件数と申込者数は必ずしも一致しません。
 ※いただいた寄附金は、対象事業に有効活用させていただきます。

お願い

本市の「きたあきたふるさと寄附金」への取り組みについては、皆さまの「ふるさとを応援したい」という善意を寄附という形にさせていただくもので、決して寄附を強要するものではありません。
 -----寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください-----

北秋田市の
ふるさとづくりを応援してください

北秋田市では、「きたあきたふるさと寄附金」の受付をしています。これは、首都圏などに居住しながら、「生まれ育ったふるさと北秋田市の発展に貢献したい」・「応援したい」などの想いを、市へ寄附していただくカタチにすることで、実質ふるさとに納税したことになる制度《ふるさと納税》です。市外にお住いの家族、親族、友人の皆さまへこの制度をお知らせいただき、ぜひご協力ください。

寄附金は次のような事業に活用します

●豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業

農林水産業の振興、自然環境の保全、資源循環型のまちづくり、道路整備・公共交通の確保、情報通信網の整備、住環境の整備等



●活気あふれるふるさとづくり事業

商業の振興、地域産業の振興、観光・レクリエーションの振興、企業誘致・雇用の振興、定住促進等

●ふれあいとぬくもりのふるさとづくり事業

保健・医療の充実、地域福祉の充実、安心して子育てできる環境の充実、生涯学習の充実、幼児学校教育の充実、芸術文化の振興、文化財保護と伝承、スポーツの振興等

寄附をすると住民税や所得税が軽減されます

北秋田市に5,000円以上の寄附をして、確定申告をすると、寄附した金額から5,000円を差引いた額が、住民税と所得税から控除されます。《控除額には上限があります》

(例) 東京に住んでいる「北秋田さん」が北秋田市に35,000円の寄附をした場合
 給与収入 700万円
 配偶者、子ども2人と同居 所得税 10%
 住民税 (所得割額) 300,000円



住民税27,000円と所得税3,000円、あわせて30,000円が軽減されます